

Title	西周の「行門の論理」とその適用
Sub Title	Amane Nishi's practical logic and its application
Author	小泉, 仰(Koizumi, Takashi)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1967
Jtitle	哲學 No.50 (1967. 3) ,p.1- 21
JaLC DOI	
Abstract	Amane Nishi's practical logic seems to represent the typical way of thinking in which the late-nineteenth-century Japanese beaurocrats and thinkers had dealt with the economic, political and strategic pro-blems they encountered after the Meiji Restoration. Furthermore, it seems to me that his practical logic shows a still living one in our present-day ordinary life. In this sense, it is very interesting for us to clarify his practical logic. I have tried in this paper to describe how Nishi developed his practical logic, and discuss how he applied it to various fields such as political, economic and strategic fields. By doing so, I trace J. S. Mill's, H. Spencer's and I. ant's influences upon Nishi's thought also.
Notes	第五十集記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000050-0010

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

西周の「行門の論理」とその適用

小 泉 仰

西周が、ウィリアム・ハミルトンとジョン・スチュアート・ミルの論理学を高く評価するとともに、はじめて日本に紹介したことは、有名である。かれは、とくに、ミルの演繹^{註1}と帰納の論理を紹介しようとして、『学原稿本』、『五原新範』、『致知啓蒙』という一連の著作を試みた。この三著のうち、前二著は、試作の段階にとどまって出版されなかったが、最後の著書は、明治七年に公刊されている。しかし、この『致知啓蒙』においては、西は、演繹論理の説明に終始しており、帰納論理にはほとんどふれていない。ところで、西がこの演繹論理と帰納論理に注目したことと、かれの諸科学の統一としての哲学という構想とは、深く結びついている。いま、西のこのような科学の統一としての哲学体系という構想と、それに対応する論理との関係を、考えながら、しだいに、うえにかかげた行門の論理とその適用という問題にはいりたいと思う。

さて、西は、すでにオランダ留学時代(1862—1865)の作といわれる断片(『開題門、附載四』^{註2})のなかに、かれの哲学体系全体の構想をかんたんに述べている。すなわち、かれは、学を、「可知の理を明らかにする」観門の学と、「可行の理を審らかにする」行門の学とに分け、観門の学には、「學術相関渉するの理を論ずる原学」^{註3}と、「思弁論議を論ずるロジカ」、「心性の理を攻めるプシコロギ」「天地の故を觀じ万有の情に通ずるコスモロギ」を、含ませている。一方、行門の学には、「己を脩める要道」を論じる「モラル」または「エチック」と、「治人の要を論ずるポリチックまたはソシオロギー」を、含ませている。そこで、「ロジカ」といわれるものは、ただ思弁論議を

論じる学としてだけふれられているが、オランダ留学の経験を通して、コント、ミルの帰納論理に十分ふれたことから、西は、観門全体をおおう論理として、演繹とともに帰納の論理を考えるようになったように思われる。そして、この観門の論理のなかでは、とくに帰納の論理が、「凡テ吾人ノ、智識ノ開ケユク道」であるとして、演繹より重視するが、演繹帰納の論理は、いずれも観門の論理であることには変わりはない。

さて、西の観門と行門の区別は、『百学連環』になると、ウィリアム・ハミルトンが区別した学と術 science and art と、対応させられている。すなわち、学とは、「その源由よりして其真理を知る」ことであり、術とは、「^{註5} 実事上に於て其理を究め、如何にしてか容易く仕遂へきと工夫を為す」ことである。そこで、學術の根源は、知行の二つであるとされるのである。さらに、西は、明治七年に出した『知説』において、学または観門の学における論理が、演繹と帰納の論理であることを、^{註6} 断言している。

このように、明治七年前後においては、西は、学または観門の論理が、演繹と帰納の論理であることを、はっきり確認するとともに、それらの論理を紹介しようと努力しているが、一方、術または行門の論理については、西は、意識はしていても、まだ成熟した構想を発表する段階にあったわけではないように思われる。もちろん、西が、行門の論理としてまとまった構想を、すくなくとも発表しようと考えていたことだけは、明治三年前後から『致知啓蒙』発刊にいたるまでの一連の論理学の習作のなかに、読みとることができる。すなわち、「さて終りに余が發明とにはあらねど西哲の学ビの道に心を用ひ考を運ぶ様のいと已むことなき理りに出でたるをある題目を設けて拾ひ聚めたるにて即ち西言にてカテゴリーてふを翻して^{クマコ} 靈曆と名け是を授けなむと思ふなり、さるにこは其用ヒの界ヒを猶も広め学の道にて論ヒの備りぬるや欠けたるやを試むるは更にもいはす政コトを辨まへ獄タへを折むるにもはたとある一ツの行ヒが徳かをも是にて辨へなむと思ふなり、さるからに是をは姑く實際致知と名け西言にてロジック、プラ

チックなといひ以て前のに分ちなむとす^{註7}と。そこで、このころの西が、演繹と帰納の論理のほかに、すくなくとも「實際致知」という行門の論理を考えていたことは、たしかである。さらに、明治六年に書かれた『百一新論^{註8}』で、西は、「行門」を、性理上にもとづいて「法ヲ立テル」ものとし、「観門」を、「物理」を参考にしなければならない領域と考えるのである。ここで、「観門」が、「物理」、すなわち、自然法則の支配する自然科学的領域であり、したがって、演繹およびとくに帰納の論理がとり扱う領域であると考え、「行門」が、「物理」ではない人間性の法則や心理的法則を中心とした「心理」の分野であると考えたことは、注目すべきである。この物理と心理との区別は、西が二十才前後において、深く影響をうけた荻生徂徠や古学派の儒学（太宰春台）のうちに、多少ともうけ入れられていた考え方であり^{註9}、しかも、その基礎のうえに、西は、ミルの『論理学体系』のなかで展開されている社会科学と自然科学との方法論上の区別によって、学問的支えを与えられて、この物理と心理との区別をうけ入れるとともに^{註10}、物理には、演繹と帰納の論理を、心理には、それとはちがった独特の實際致知を、配当する考え方になっていったように思われる。

さて、西のいう行門の論理である實際致知は、『百一新論』や『致知啓蒙』において、かなり意識されてきたのであるが、まだそれがどんなものであるかという内容の検討をしないままに、西は、この行門の論理を、實際問題について、適用している。たとえば、明治三年の『燈影問答^{註11}』、明治十年の『社会党論ノ説^{註12}』、明治十一年の『兵賦論^{註13}』のなかに、この行門の論理は、実際に適用されているように思われる。西は、行門の論理を実際に使ったのち、明治十七年に、『論理新説^{註14}』のなかで、行門の論理の方法論的反省を行ない、行門の論理がどんなものかを明らかにしたのである。

そこで、わたくしは、第一に『論理新説』で一応体系化された行門の論理を、明らかにし、第二に、その論理が、政治、経済、軍事の各領域で、どのように適用されるかを、明らかにすることにしよう。

明治十七年に著わした『論理新説』に、西は、これまで述べてきた観門の論理と行門の論理の区別を、つぎのようにいっている。すなわち、観門の論理は、ハミルトンとさらにミルによって、「再ヒ其精微^{註15}」をつくされ、「従来物理学上ノ経験ヲ鑑ミ^{註16}」て、演繹と帰納の二法として分析つくされたものであるといわれる。しかし、この観門の論理は、「理ヲ明カス^{註17}」という theoretical のものであって、「作用ヲ弁ズル^{註18}」という practical のものではない。そこで、「理ヲ明ス方ヲ観門ト名ツケ、作用ヲ論定スル方ヲ行門ト名ツケ^{註19}」てみれば、従来の論理学は、観門の論理ではあっても、行門の論理ではない。そこで、西は、この『論理新説』のなかで、この行門の論理の構造を明らかにしようと試みたのである。この行門の論理は、「一身上ノ挙動」、「或ハ政治上、若シクハ法律上ノ是非^{註20}」などについて、「施行上、作用上ニ係ハル論理法^{註21}」を表わすものである。もちろん、西は、この行門の論理を、自分の発明にかかわるものだとは考えない。すなわち、「今此行門ノ論理法ヲ講究セント欲スルモ、容易ニ講究シ得ヘキ事業ニ非ラス、中々余カ如キ既ニ老耄ニ際シテハ、思ヒヲ寄ラザル事^{註22}」であることわる。しかも、すでに「西書ヲ講スル中ニ是ソ行門ノ論理ナルト明言シタルコトコソ無ケレ、間々採テ以テ法ト為スヘキコトヲ見受ケタリ^{註23}」というのである。ところで、西が、西洋のどの哲学者の著書から、行門の論理の示唆を与えられたかについては、かれは、なにもいっていないが、かれの行門の論理の構造とそれを説明するための引例を検討してみると、やはりミルの『論理学体系』に展開された倫理学の論理ともいわれるべき構造に完全に一致していること、そして、その引用例が、『功利論』の例に類似していること、さらには、西がミルの論理学体系を熟読玩味したこと、また、ミルの『功利論』の翻訳をしたなどの点から考えてみて、ミルから多くの示唆をうけたことは、たしかなように思われる。^{註24}

それでは西の行門の論理とは何かを、『論理新説』に従って、考えてみることにしよう。西は、行門の論理にとって不可欠のものとして、目的

aim と手段 means とをあげる。目的と手段とは、「洋学者ニハ誰ニテモ知レタコト」^{註25}である。行門の論理は、第一に目的をたて、第二に、その目的に達する方便または手段を求める。この第二の手段を求めることは、「或ハ漸ヲ以テスルモ、或ハ逐次ニ改良ヲ求ムルモ、到底至便至利ナル方便ヲ求メテ、其目的ヲ達スル」^{註26}ようにすることである。以上の目的と手段のほか、第三段として、西は、やはり「洋学者ニハ誰ニモ知レタル」^{註28}こととして、主格 subject と客格 object をあげる。客格とは、「目的ト同一物」であり、事と処によりちがうが、「相手ニ取ル者」を指している。このような客格または目的とそれへの手段について、この目的を確立するとともに、その目的に対する手段を選択する行為者がなくてはならない。この行為者が、主格といわれる。したがって、「目的、方便ノ二段ニ主格ノ一ヲ加ヘテ、主格タル者有テ或ル方便ヲ以テ一定ノ目的ヲ達スト云ハハ、其事始メテ十足ス」^{註29}というべきであり、ここに「意思ノ完全」が期せられるというのである。

以上の行門の論理が実際に行なわれる例として、西は、つぎのような場合をあげている。すなわち、「今人有リ京ニ上ルト言ヘハ京ニ上ルハ目的ニシテ、其人ハ即チ主格ナリ。而シテ其方便ハ東海道ニ由ルカ、中山道ニ由ルカ、或ハ船路ヨリスルカ審ナラス。然レドモ其人三菱ノ郵船ニテ京ニ登ルト云ヘハ、其主格タル人能ク其費ヲ辨スヘクシテ、其意志有リトスレハ可ナリト云フ断言ヲ下スニ踟躕ナカルヘシ。是此論理法ノ由ル三段ノ段落ニシテ、何事ニ依ラス大小ノ差別無ク、苟モ作用ニ係ハル事ナレハ此論理法ニテ審定シテ足ル」^{註30}べきだというのである。

さて、わたくしが別の箇所^{註31}で指摘しておいたように、このような行門の論理は、「京ニ上ル」という目的についての大前提と、「京ニ上ル」ための手段についての小前提との二つから、主格たる行為者が、特定目的を達するための特定手段を決定するという結論を、引きだす実践的三段論法の形式をとっている。もちろん、西自身は、この三段論法を意識していたと思わ

れるが、それでも、この実践的三段論法と定言的三段論法との間の類似性に気づかずに、「カノ観門ノ論理ニ属スル弁証ノ意思、所謂「黄金ハ金属ナリ」「牡丹ハ草ダ」ト云ヒ、又引証シテ「金属ハ或ル熱度ニ因テ鎔解スル者ナリ。黄金ハ金属ナリ。故ニ黄金ハ或ル熱度ニ因テ鎔解スルモノナリト」云フカ如キハ、皆観門論理学ノ部分ニシテ、此部内ニ要ル事ニモ非ラズ^{註32}」としりぞけている。この点で、ミルが倫理学の論理を大前提→小前提→結論という三段論法としてとらえていたこととくらべて、西は、やや後退している。^{註33}

一方、西は、上述の客格と方便の二段については、分析を主として使用することを提案している。すなわち、目的と方便とを、こまかく分析し、「思量、計較」すること、いわゆる「分解法(analysis)」を徹底的に使用することが、大切なのである。そして、最後の主格(結論)の段階で、「総合法(synthesis)^{註34}」としてまとめていかなければならないと考える。たとえば、「算術ニテ入費ヲ積ルカ如ク、其分解ハ成ル丈精密ヲ尽シテ毫釐畸零ニ及ホスヘシ。而シテ総合ニテ各種ノ総計ヲ合シテ結末ノ総計ヲ立ツルカ如ク^{註35}」でなければならないのである。

このような分解と総合を使った三段論法の使用法については、西は、目的→手段→主格という「順用」と、主格→手段→目的という「逆用」、さらに、手段から目的および主格の両端にむかう「中ヨリ両端ニ推及スル^{註36}」方法などを考えている。この点は、きわめて興味のあることである。というのは、ミルが倫理学の論理構造を分析したときに、立法家の使用する実践的三段論法と、裁判官の使用する実践的三段論法とを、区別した^{註37}ことと深く関係しているように思われるからである。すなわち、ミルのいう立法家の使用法は、西のいう「逆用」にあてはまり、裁判官の使用法は、西のいう「順用」にあてはまっている。このような一致から推してみると、ミルの『論理学体系』を読んだときに、このような行門の論理の構造をうけとったのではないかと思われる。さらに、この西の行門の論理の使用法は、

現代イギリス倫理学と関係させてながめて見ると、一そう興味がわいてくる。すなわち、19世紀に、ミルが実践的三段論法の構造を指摘して以来、イギリスにおいては、しばらくこの倫理学の論理に着目するものがなかったが、1952年になってようやく、R. M. ヘエアが、この実践的三段論法の構造をアリストテレスにまでさかのぼって、指摘することができた。^{註38}しかも、ヘエアは、安定社会における実践的三段論法の使用と、社会変化の時代における実践的三段論法の使用とを、わけて説明しているが、この区別は、西のいう行門の論法の「順用」と「逆用」に対応しているのである。このように、西が行門の論理に着目したことが、ヘエアの分析にさかのぼること七十年も前であったことを考えると、西がいかにすぐれた論理的洞察力をもっていたかがわかる。そこで、実践的三段論法を分析したヘエアに対して、現在のイギリス、アメリカの倫理学者たちが、かなりの敬意を表わしており、現在の倫理学の議論に多く利用している点を顧みてみるならば、西の行なった行門の論理への着目と分析は、ヘエアと同等またはそれ以上の評価を与えられてしかるべきであろう。また、西が指摘した方便から目的と主格におよぶ変用的な実践的三段論法の使用は、ヘエアも指摘しなかったところであり、かなり興味あることであるが、西は、それ以上の分析を行っていないのが、惜しまれる。

さて、以上の行門の論理を、西は、政治、経済、軍事の各領域に適用しようとするが、いまその適用を見るまえに、これらの適用全体に共通して西が取る一つの立場を、指摘しておくことにしよう。その西の立場とは、行門の論理のなかの第一段である客格または目的について、すなわち、政治、経済、軍事の各分野に通じる共通の究極目的についてのことである。この究極目的について、西は、荻生徂徠のいう「天下を安んずるの道」^{註39}とか「世界の安穩に末長く豊なる様」^{註40}にするという功利主義思想から、影響をうけたし、さらに、この徂徠的な功利主義を土台として、オランダ留学以来学んだミルの一そう洗練された功利主義思想からも、大きな影響をう

けたのである。この点については、わたくしは、別の箇所で、すでにふれておいた^{註41}とおりでである。たとえば、西は、「法」と「教」の目的として、「タダ帰スル所ノ目的ハ人ノ世ヲ宜イガ上ニモ宜クシテ期民ヲシテ生ヲ養ヒ死ヲ喪シテ、一生涯安楽ニ暮サセテ死後ニモ憾ミノナイ様ニシテ遣ラフト云フ」^{註42}ことをあげているし、政治の目的として、「カノ君民ヲ別チ国ヲ立テ斯ノ同生同人ノ福祉ヲ堅固且長大ナラシムル」^{註43}こととしている。そして、とくに、西は、人生の究極目的が、ジョン・スチュアート・ミルのいう最大福祉^{註44}であると考えているのである。

ところで、ミルと西とが、社会全体の福祉を目的とするというとき、この社会全体が、人類全体を示すのか、それとも、一国の国民だけを示すのかは、重要な問題である。というのは、行門の論理を各分野に適用する場合に、全人類の幸福を目的とするか、それとも、一国民だけの幸福を目的とするかによって、主格の段階でとるべき政策は、かなりちがってくるからである。ミルは、『功利論』のなかでは、功利原理の目的となすべき集団を、「全人類」と考え、さらに、それにとどまらずに、「感情をもつ万物全体 the whole sentient creation」^{註45}さえも、それに含ませている。この全人類の福祉を究極目的としようとする点では、西は、ミルの立場をうけ入れる。たとえば、この人類の究極にえられる福祉の状態を、西は、「人の世はいや開け、いや盛りに盛になりて、^{イハハ}弥末には、カント氏のいえるパシス・エーテルナリス、又ハルモニア・エーテルてふことく、悠久治休無疆和平の域に昇る」^{註46}と表現しているし、またカントの永久平和論のなかにある「ガラン・レピュブリック・デュ・モントてふ四海共和の其衣食住の様と開化の程とは、自然の勢」^{註47}となるであろうというのである。おなじく、明治十一年から十四年にかけて講演した『兵賦論』には、「天下地球上ノ大形勢ヲ考フレバ此地球上万国ト云フ者永久当時ノ姿ニテ存スベキ者ニ非ズ。到底所謂四海共和無疆治休ト云フ目的マデ達スベキモノナリ」^{註48}としている。一方、西の行門の論理の客格の段のなかには、この全人類の福祉が、じか

にはいるものとはされていない。というのは、われわれは、この究極目的をじかに達しられない状態のなかにいるからである。すなわち、「現在」の「吾人ハ、彼此地球上ノ共和政治ニ帰シテ無疆ノ治休ト云フ太平ノ休光ニ浴スル時刻ニ至ルマデノ中間ヨリハ前ニ中リタル百里ノ途程ノ三十里計ニ生レ出デテ」^{註49} いる。そこで、「彼ノ三十里ノ途中ニテ一尺計ノ生涯ヲ以テ彼併合吞併ト云フ面白カラザル事業ニ服従セザルヲ得ザルコトニ極」^{註50} まるのである。この状態にいるかぎり、「戦争亦愈大ナル戦争トナル」^{註51} のであり、ゆえに、「今日ニ在テハ地球上ノ万国悉ク其地疆ヲ尽守スルノ形勢ニ至リタレバ、一寸ヲ失ヘバ一寸ヲ縮ムル」^{註52} わけである。これは、「開化」の勢が終局に達しないからでもあるが、また「こは皆天道の自然にて、乱を以て治を興すの器械となし、衰を以て盛を致すの階梯となしたも」^{註53} のであるからである。このような西の状況分析は、H. スペンサーの“Social Statics”や、“Data of Ethics”, “Principles of Psychology”などに展開された状況分析にきわめて類似しており、スペンサーの影響があるのではないかと^{註54} 思われる。

さて、この状況分析にもとづけば、全人類の福祉をすぐに達成するわけにいかない。むしろこの究極目的に達するためには、そのまえに、各国が自国の富国強兵をはかり、たがいに戦争による征服被征服をくりかえすことによって、しだいに全国が統一されるにいたるほかはないというのである。そこで、各国が、「万国共ニ己ガ地疆ヲ守リ、己ガ富厚ヲ謀リ、己ガ人民ヲシテ生ヲ養ヒ死ヲ喪シテ憾ミナカラシメ、苟モ他国ヲシテ我土地我財産我人民我権利ヲシテ干黷セシメザレバ足ル」^{註55} ことになる。ここから、西は、『論理新説』でも、最大目的として富強をあげるが、それを唯一のものとは考えられない。すなわち、「尤モ富強ノ字(富国強兵)モ絶待ノ目的ト云フニ非ラス、...仮令ヘハ我人ハ...富強ヲ強メテ国光ヲ耀カスト言ハハ、則中段方便ノ位置ナレドモ、今ハ他ノ事ニ論及スヘシ。故ニ姑ク之ヲ目的ニ立テタルナリ」^{註56} とことわっている。かくして、西は、「かかる世

にはあたし国のことは見もやらず、おのが国にかゝることのなきやう万民を撫育し、産業を勉めしめ、おのおの学問せしめて人材を養育し、かつ無益の財貨を費さぬやう心を用ゐて国を富ますこそかなめなる^{註57}へけれ」といっている。

以上述べてきたように、行門の論理の客格は、富国強兵ということである。ところで、富国を達成することは、政治、経済の問題であり、強兵は、軍事の問題である。そこで、富国と強兵は、分野を異にしている。しかし、西にとっては、独立のものではない。すなわち、「富国ト強兵トノ相関スルハ猶堤防ノ湛水ヲ護スルガ如シ。内ニ蓄フル所、水積愈高ケレバ四辺ノ堤防之ニ比準シテ其高厚ヲ増加セザルヲ得ズ... 故ニ富国ト強国ト伸縮共ニ其度ヲ同一ナラシムベシ... 内治ヲ勉ムルト外侮ヲ防グトハ、本来一時ニ^{註58}両立セズンバ有ル可ラザルノコト」である。したがって、富国強兵は、両相まって一国の繁栄を達成することができる。

そこで、つぎに、富国という目的に対する政治上の政策(手段)として、西がどんなものを考えていたか、という問題にうつろう。さて、西のいう行門の論理によれば、すでに述べたように、目的に対して「至利至便ナル^{註59}方便」を求めるには、目的と方便をこまかく分析し、またその結果を総合しなければならぬ。このような目的と手段との適切な関連を発見する仕方を、西は、富国に対する政治上の政策がそのときの国家や社会の「時」^{註60}に一致するという表現で、いい表わしている。すなわち、「政略ノ存スル^{註61}所」は、「時ヲ知り時ニ中スト云フヲ貴シ^{註62}」とするわけである。では、この「時」とは、なんであろうか。それは、「西洋ノ語法ニ從ヘハ...境遇(シルカムスタンス)^{註63}」ということである。しかも、この「境遇」とは、「時合ハ何如ト云フ事」であり、そこで、政策決定のもっとも大切なところは、「此境遇ト云フ者ヲ察スルヲ最大ノ能事トシ...政治上ニテ言ハハ天下総人民、開化ノ度ハ何如ト察知スル^{註64}」ことである。そこで、富国の目的に対して、どんな政治がよいかは、そのときの人民の開化の度合に応じなければなら

ない。そこから、西は、「ラヂカルノ漸進正論党」、「リベラルノ漸進寛大党」、「コンセルワチフノ保守党」、「ウルトラモンタン^{註65}ノ彼岸党」の四者のなかで、「時ニ取リテノ長策アルヘケレハ、一概ニ孰レカ是カ孰レカ非ト謂フベカラザル者^{註66}」というのである。この人民の開化の度合、すなわち、境遇に応じて、それにぴったりした政策を決定していこうという西の行門の論理は、ミルが『代議政治論』^{註67}で論じている政策決定の仕方にそっくりそのままである。たとえば、ミルが植民地経営について最適の政策決定を論じる場合に、まず植民地の社会状態 condition of society を明らかにし、それを二つに分けている。一つは、カナダやその他の植民地のように、イギリスとおなじ程度の文明度をもった植民地であり、他は、イギリスにくらべて文明の程度がいちじるしく劣っているインドのような植民地である。^{註68}ミルは、前者のような植民地に対しては、イギリスとおなじような代議政体が適切であると提案するが、^{註69}後者のような植民地に対しては、「高度の文明を享受する力がとくに不足している点を、その国民に教育してやるには、強力な専制政治が、まさに最善の政治形態である^{註70}」といっている。このように、ミルは、最適の政治政策が、国民の文明開化の程度と社会状況にぴったりと対応していなければならないと考えているのであり、このことは、ミルの技術としての倫理学を、^{註71}政治の世界に適用したものであるといえる。そこで、ミルの技術と西の行門の論理とが、政治への適応において、ぴったりと一致していることがわかり、西が行門の論理について、いかにミルに負うところが大きいかを思わせるのである。

さて、それでは、明治維新後の日本においては、富国という目的に対して、どんな政治体制が最適であると西は考えたのであろうか。まず日本の政治体制は、日本の人民の開化の度合に応じて選ばれるべきである。ところが、明治初年から中期にかけての日本の状況は、まるで滝の落ちるに匹敵するような急激な社会変化を経験しつつあった。そこで、西の考えた政治上の政策も、いろいろと変化していくのである。まず明治三年から明治七、

八年ころまでの西の状況判断によれば、その状況に最適の政治制度、とくに政権担当者と一般人民との関係は、普通選挙によりえられた国民の代表者と一般投票者という民主的関係ではない。たとえば、明治三年の『燈影問答』においては、それは、ちょうどホッブスのいう君主と人民との関係註72に似た関係である。すなわち、君主は、人民とおなじように人であるが、「人民是非善悪を弁別することなく、争闘し止まざるものから、その人民のうちより、いとかしこき人を選びて、是非善悪を弁別せしむ。これを君主たるものの源」註73であるとしている。そこで、君主は、神でも神の代表者でもなく、「人民の君主」註74であり、「人民をおしえ導き、よろつの善悪を弁別する、いとも重き役人」註75でなければならない。このように、明治三年のころには、西は、ホッブス的な人民の君主が万民を支配する体制が日本に最適であると考えた。しかし、一方、人民の方は、一定の限界内で、「おのおのその自由」註76を得させねばならないと西は考える。この人民の自由は、たがいに支障をきたさないギリギリの線まで保障されねばならないのである。そして、この「経界」を決めるものは、たとえば、「人のものをぬすみ、人と争闘し、人をころし、人をくるしむること」註77を禁じる法の役割である。そこで、君主による政治は、「法てふものをもてその自由をきりもりしてミタるることなからし」註78めねばならない。西は、この限界内で、人民の自由に対して、ミルの『自由論』の考え方を援用しているように思われる。つまり、このころの人民の自由とは、西の考え方によれば、政権担当者を選挙する自由を含まない限られた自由であった。そこで、明治七年の『駁旧相公議一題』に、西は、「之ヲ民撰ニ取り據カニ西洋下院ノ法ノ如クナラシムヲ欲スルハ、之ヲ時ニ徴シ之ヲ人民開化ノ度ニ質シテ未タ肯繁ヲ得タリト謂フ可ラサル者ノ如シ」註79といている。

ところが、明治十年代のころになると、国会開設の気運が高まってくる。この状況をふまえて、西は、明治十年代に著わしたといわれる『憲法草案』註80に、選挙権の自由を認めるようになった。そこで、明治十年以後では、市

井人は、「^{註81} 压制ヲ受ケサル為ニ之(自由)ヲ主張スルハ勿論」, 「自治」, 「自由ノ精神ヲ鼓舞シテ永ク海外万国ト富強ヲ競ハントスルニ至リタルハ, 下人民ニ於テモ亦自ラ自治自由ヲ以テ精神トナササルコトヲ得^{註82}」ないのである。したがって, 明治十年以後の日本では, 自由は, 「政治上ヨリ然ラシムル所ニシテ, 且由テ以テ国ノ富強ヲ興ス所以^{註83}」となったのである。

それでは, 富国への方便としての経済政策は, どうであろうか。経済の観点からすれば, 富国とは, 「金銀あるを以て称し侍るにあらず, 国民各^{註84} 勞を積ミテ産を開き, おのおの日用足りて各快樂を極む^{註84}」ることである。そこで, 富国のためには, 国民は, 自由に積極的に労働することができ, また産業に従事できなければならない。つまり, 「国の開けは人民の勞して産業を勉るにあり, 開けさるは国民惰りてその産業を勉めさるに依る所^{註85}」であるという。そこで, 行門の論理の主格の段にかえれば, 国民という主格は, 産業の自由を得なければならないことになる。そして, 産業の自由こそ, 富国への経済的方便として採用されねばならないのである。西は, この産業の自由のなかに, 商業, 工業, 農業その他の産業に従事する自由を含ませるはもちろん, さらに, この自由を阻害する「我か国俗の株および仲か間てふものを廃め^{註86}」なければならないことを, 含ませている。つまり, かれは, 職業ギルドの禁止を提案している。さらに, 政府が「人民産業^{註87}」に干渉することに反対するとともに, 「金銀融通の道を自由になす」という金融の自由を含ませ, この金銀の利息も, 「時の高低するにまかせて制限することなき^{註88}」をよいとする, 大はばな自由主義経済政策を主張したのであった。

さて明治三年の『燈影問答』のなかで, 西が政治の分野では, 制限された自由の政策を採択し, 経済の分野では, 大はばな自由主義経済を主張したことは, 一見対照的なように見えるが, これも, 西の行門の論理を, それぞれ経済と政治というちがった境遇^{シロコムスタンズ}のなかに適用した結果から引きだされた, ちがった結論であって, けっして西の思想上の矛盾を示すもので

はない。この点、かれの行門の論理が軍事に適用されると、一そう政策上の対照が目立ってくるのである。そこで、最後に、強兵という目的に対して、西がいかなる軍事政策をとろうとしたかを考えることにしよう。

さて、すでにふれたように、西は、一万年後の世界において、永久平和の人類社会を予想するが、そこにいたる中間段階としては、スペンサーの
 いうような弱肉強食の生存競争の時代もやむをえないと認めるのである。^{註89}
 そこで、現在の国際関係においても、戦争が常態であり、戦争は、かえって、文明を発展させるものであるから、人類の平和社会への手段となると考えるのである。すなわち、「地球上万国ガ最後ニ四海共和無疆治休ノ域ニ達スルノ方便ハ、此戦争ト云フ者ヨリ別ニ良方便アルコト無ク、カノ天翁ノ意ニテハ戦争ニ因テ和睦ノ域ニ達セヨト云ヘルニ相違ナク、而シテ吾人ハ其事ノ中途ニ生レ合セタル者ナレバ否ニモ応ニテモ戦争ヲ為サザルヲ得ザルノ運命ニ中リタル者」^{註90}である。したがって、「乱ハ治ノ本、干戈ハ太平ノ基礎」^{註91}であるというわけである。

一方、このような戦争状態は、当時の日本にとっては、重大な脅威とならざるをえない。とくに日本は、外国から見れば、征服欲を起させるに十分な国柄である。すなわち、「我邦ノ広袤ハ英吉利ノ本国ニ譲ラズ、其民口ハ合衆国ノ強半ニ過ギタリ、而シテ寒温其適度ヲ得テ墳壤腴沃百穀茂盛樹林アリ鋤坑アリ、所謂天賦ニシテ四隣極熱酷寒ノ地ニ在ル者誰カ流涎セザラン」^{註92}というのである。それゆえ、日本には、たえず「外寇」^{註93}の恐れがある。したがって、この「通患ノ尤モ大ナル者」^{註94}を防がないわけにいかない。というのは、防がなければ、国民の独立と自由と幸福が、奪いさられるからである。そこで、これを防ぐことが、強兵ということになるのである。

では、この強兵をまっとうする方策は何であろうか。西によれば、「兵権ニ至テハ国ヲ建テ主宰ヲ置キ、政府ヲ設ケテ之ヲ統轄スル」^{註95}ものでなければならぬ。というのは、もともと「兵法」というものは、精巧な機械

を用いるとともに、「規則」と「操練」によって、一糸乱れない統率が必要とされるからである。これは、「節制ノ兵」^{註96}といわれる。そこで、兵権においては、軍人の「従命法」、つまり、命令系統の一貫性が確立し、さらに、指揮者が「率先」^{註98}して「徳行」^{註99}をはたすことが、要求される。したがって、軍人は、経済や政治の分野で認められたような「民権家風」^{註99}、「状師家風」^{註100}、「貨殖家風」^{註101}をすて、「維新前武家ノ政治ニ在テハ怪シムニ足ラサルコト」であった「軍秩ノ制」^{註102}を確立しなければならないというのである。そこで、「軍人ニ至テハ一人モ同一権アルコト」はないわけである。この立場から、西は、軍人精神の中核として、「忠良易直」^{註103}、すなわち、「忠トマメニ良トオトナシク易トスラリトシテ直トスナオナル」^{註103}のがよいと主張し、かの有名な「軍人勅諭」^{註104}草案を、書いたのであった。

さらに、西は、『兵賦論』において、日本の状態に応じた具体的な軍事策を提案するにあたって、「施用致知」^{註105}を用いる。この「施用致知」とは、『致知啓蒙』にも現われた「實際致知」と同一または類似したものであろうが、『兵賦論』では、とくに「施用致知」として、ミルの帰納法の the method of agreement にほぼ一致する「同一性質、同一処置、同一効験」^{註106}と、「其生ジ来リタル事件全ク従前ノ事件トハ異ナリト雖トモ、略相類似シタル先例数項ヲ斟酌シテ此新事件ノ応用ニ供スル」^{註107}という酌例法とをあげている。これらの方法は、西の行門の論理の構造のなかでは、方便の段階の分析手続きにあてはまるものといえることができる。すなわち、客格の段階では、強兵が目的であり、そのための方便の段として、さまざまな諸外国の軍事策、たとえば、徴兵法を作る場合なら、「西欧仏独ノ法」を「折中シ」、さらに、「参スルニ本邦現今ノ時宜ヲ以テ」^{註108}考えることになる。したがって、西のいうように、「酌例ノ法」^{註108}によらざるをえない。さて、このような行門の論理をとおして、西は、国民としての主格がとるべき軍事策として、既述の「軍秩ノ制」のほかに、国民男子皆兵制^{註109}、その他の政策をとるように主張しているが、紙数の関係上、本論にはふれないことにする。

さて、以上にわたって、わたくしは、西の行門の論理が、政治、経済、軍事の各領域にどのように適用されるかを見てきた。そして、経済の領域において、もっとも大はばな自由主義政策が、主格の段で採択され、政治の領域では、やや制限された自由主義と保守主義の政治路線が、結論として採択されたのを見た。さらに、軍事の分野においては、もっとも徹底した専制主義の方策が、採択されたのである。これらの、表面的にはまったく相反する政策を、手段として採択した西の根底にある論理は、けっして矛盾したものではなく、行門の論理という基本的な考え方であり、したがって、西のそれは、無矛盾の政策決定であったわけである。

註

1. 西周『学原稿本』全集一卷宗高書房，昭和37年，p. 311；西周『五原新範』全集一卷 p. 393；西周『致知啓蒙』全集一卷；西周『百学連環』全集一卷，日本評論社，昭和20年，pp. 52-37.
2. 西周『開題門，附載四』全集一卷，宗高書房 p. 23（以下，宗高書房刊の全集一卷は，全集一卷とし，日本評論社の全集一卷は，全集一卷，日本評論社とする）
3. おそらく原論の意。
4. 西周『致知啓蒙』全集一卷 p. 450.
5. 西周『百学連環』pp. 12-13.
6. 西周『知説』全集一卷 pp. 458-462.
7. 西周『学原稿本』pp. 311-312
なお『五原新範』p. 349 においても、『学原稿本』において述べられた趣旨が、ひらがな体で、述べられている。
8. 西周『百一新論』全集一卷 p. 288.
9. 儒学とくに古学派の徂徠の門人太宰春台になると、物理と道理との区別がはっきりとつけられている。西周も、徂徠学を学んで以来、その系統および、そのころの儒学の一般的区別を知っていたと思われる。野村兼太郎、『明治文化史』5 學術編。洋々社昭和29年。pp. 467-468.
10. 拙論『明治初期の倫理思想のための序論—西周の場合 (1)—』慶応義塾大学商学部日吉論文集 2, 1965年10月 pp. 17-18；拙論、『明治初期の倫理思想研究のための序論—西周の場合 (3)—』日吉論文集 3, 1966年 9 月, pp. 3-7；拙論『西周の人間性論の形成』日本デウイ学会紀要七号, 1966年

10月, p. 41.

11. 西周『燈影問答』全集二卷, 宗高書房, 昭和36
12. 西周『社会党論ノ説』全集二卷 p. 429
13. 西周『兵賦論』全集三卷宗高書房昭和41年 pp. 18-96
14. 西周『論理新説』全集一卷
15. 同書 p. 574
16. 同書 p. 574
17. 同書 p. 575
18. 同書 p. 575
19. 同書 p. 575
20. 同書 p. 576
21. 同書 p. 576
22. 同書 p. 576
23. 同書 p. 576
24. J. S. Mill. A. System of Logic, Harper & Brothers, New York, 1881, pp. 653-654; J. S. Mill, Utilitarianism, Everyman's Library, New York: Dutton, 1950, pp. 29-30.

拙論『明治初期の倫理思想研究のための序論—西周の場合 (2)—』日吉論文
集 3. 1966年2月. pp. 11-14. . ここで, わたくしは, 行門の論理
の概略にふれたが, その内容と適用については, まだ不十分であるので, 本
論文において, 重複の恐れはあるが, あえて行門の論理をとり扱うことにし
た.

25. 西周『論理新説』p. 576,
26. 同書 p. 577
27. 同書 p. 578
28. 同書 p. 578
29. 同書 p. 578
30. 同書 pp. 578-579
31. 拙論『明治初期の倫理思想研究のための序論—西周の場合 (2)—』pp. 11-14
32. 西周『論理新説』p. 579
33. J. S. Mill, A System of Logic, pp. 653-654
34. 同書 p. 580
35. 同書 p. 581
36. 同書 p. 582
37. J. S. Mill, A System of Logic, pp. 653-654, p. 658. この点について, わ
たくしは, 拙著『ミル』牧書店, 昭和39年 pp. 18-32
38. R. M. Hare, The Language of Morals, Oxford, 1952, pp. 32-55
39. 荻生徂徠『弁道』日本倫理彙編, 第六卷 p. 12, p. 13, p. 18
40. 荻生徂徠『政談』日本哲学思想全書, 政治, 法律篇 p. 52
41. 拙論『明治初期の倫理思想研究のための序論—西周の場合 (1)—』pp. 9-10
42. 西周『百一新論』全集一卷 p. 237
43. 西周『人世三宝説』全集一卷 p. 524

44. 同書 pp. 814-515
45. J. S. Mill, *Utilitarianism*, Everyman's Library, Dutton, 1951, p. 14
46. 西周『随筆』全集三卷. 宗高書房, 昭和41年 p. 204
47. 同書 p. 205
48. 西周『兵賦論』全集三卷 p. 43
49. 同書 p. 24
50. 同書 p. 24
51. 同書 p. 43
52. 同書 p. 44
53. 西周『随筆』 p. 203
54. たとえば, スペンサーは, *Social Statics*, 1850 (D. Appleton and Company, New York, 1882), pp. 75-80 において, 現在の人間が過去からの人間特性をいまだに保持しているから, 新しい社会状況に適応しきっていないままであり, そこから, 問題が出てくるという. かれは, 人間が, しだいに新しい状態への適応性質を身につけていくことによって, ついには, 人間が完成すると考える. さらに, そのような完成への中途段階においては, 人間のうちにある過去の状況に適応していた略奪本能が, 人間の間で征服被征服の関係を作りあげると指摘し, この征服が, じつは, 社会的人間による反社会的人間の征服であるとする. つまり, 適者が不適者を征服するから, けっきょく全人類の質的向上をうながし, 文明を促進すると指摘する (ibid., pp. 454-468). この闘争は, 道徳的適応ではないとことわりながらも, スペンサーは, 地上から劣等民族を追放し, 他の劣等者をして力づくで文明に近づけさせる働きが, この闘争のなかにあるというのである. おなじく, *Data of Ethics* のなかでも, スペンサーは, 適応と不適応を論じて, 適者と不適者との生存競争をみとめるのである (*Data of Ethics*, 1879, (New York: D. Appleton and Company, 1881 pp. 17-20; pp. 28-29; pp. 86-87). 西がスペンサーのこの思想に影響を受けたかどうかは, 西がスペンサーの本を読んだかどうかということ, および, 西がスペンサーの書のなかで, どこで感銘を受けたかを考えねばならない. 西がスペンサーの書を読んだと自ら記しているところは, 明治十年の演説『学問ハ淵源ヲ深クスルニ在ルノ論』(全集一卷 p.568)にある. すなわち, 『余近日スペンセル氏ノ性理書ヲ読ミ感ズル所アリ』とある. この書は, 明治六年の『生性発蘊』(全集一卷 p. 87) のルイスの翻訳のなかでふれられている, スペンサー著『性理本論』*Principles of Psychology* 1855 のことであると思われる. 西は, この書のなかで, とくに, 人種的優劣論に感銘を受けたものと思われ, スペンサーの書の一部を要約して, 『物理ニテモ, 心理ニテモ, 大顛ノ欧州種ト小顛ノ夷種トヲ區別スル所以ハ, 外境ノ組織セル関係ヲ内部ノ能力ニテ相応スル度ニ由ルト断言セサルヲ得ス』(『学問

ハ淵源ヲ深クスルニ在ルノ論』p. 570)」と記している。そこで、西は、環境への適応者と不適応者の区別に、ここでは、感銘をうけたのである。しかも、The Principles of Psychology, 1855 は、スペンサーの Social Statics, 1850 や Data of Ethics, 1879 の間に書かれたものであるから、両著と同一の思想を含むものであり、人間が未発達段階で、エゴイスタックの立場をとり、生存競争を行なうが、将来の人間性の完全開発の段階では、社会的同情 (Vol. 2, pp. 558-577, Chap. VIII) にもとづく平和な人類社会にはいり、究極的完成へ人間が向うという思想のうえに立っている。一方、明治十年代には、東京大学では、モールスが、ダーヴィン、ハックスレを紹介し、またフェネロサも、スペンサーの「社会学」を講義した。また加藤弘之も、ダーヴィン、スペンサーの進化論を説いた。そして、このころから、スペンサーの翻訳も、あらわれたのである。すなわち、明治10年、『政府ハ独立自助ノ気風ヲ銷害スルノ論』、『人間醜美ノ説』、明治11年、『斯辺撤氏代議政体論』、明治13年、『斯氏教育論』、『斯辺撤氏干涉論』、明治14年、『社会平権論』、『女権真論』などである。このようなダーヴィン、スペンサーの進化論の隆盛な当時の背景から見ても、西が明治11年から明治14年にかけて講演した『兵賦論』の優勝劣敗・生存競争、即、文明発達・人間完成の思想は、スペンサーの思想の影響があるのではないかと思われる。また、おなじ西の歴史哲学思想が展開されている明治初年頃の作といわれる『随筆』(全集3巻 pp. 200-235)と『兵賦論』を比較すると、前者には、文明開化ののちに、人間が完成して、カント的永遠平和の世界が訪れることに力点が置かれていて、その中途段階における戦争はふれられていても、あまり重要視されていないし、戦争そのものが、人類完成の重大で不可避の契機だというスペンサー的思想は、まだ現われていない。ところが明治11年より明治14年にかけての『兵賦論』に、急にこの優勝劣敗・適者生存、即、文明開化・人類完成への方途としてとらえる見方がでてくるのは、やはり、明治10年以後かれがうけたダーヴィン・スペンサーの思想のあとではないかと思われるのである。

55. 西周『兵賦論』p. 40
55. 西周『論理新説』p. 584; 拙論『明治初期の倫理思想研究のための序論—西周の場合(2)—』p. 13, および註67参照.
57. 西周『燈影問答』全集二巻 p. 249
58. 西周『兵賦論』p. 54
59. 西周『論理新説』p. 577
60. 西周『政略論』全集二巻 p. 291
61. 同書 p. 291
62. 同書 p. 291
63. 同書 p. 292

西周の「行門の論理」とその適用

64. 同書 p. 292
65. ultra-mundane?
66. 『政略論』 p. 291, この点について, 拙論『西周の場合 (2)』 pp. 13-14参照.
67. J. S. Mill, *Considerations on Representative Government*, 1861, (Everyman's Library, New York: Dutton, 1951), Chap. VIII, pp. 515-516. なお西の遺書目録中にこの本が見られる(麻生義輝, 近世日本哲学史, 近藤書店昭和18年. p. 127):
68. Ibid., p. 518
69. Ibid., p. 515
70. Ibid., p. 516
71. 拙著『ミル』牧書店 昭和39年. 2章
72. 西周『燈影問答』 p. 250
73. 同書 p. 251
74. 同書 p. 251
75. 同書 p. 251
76. 同書 p. 262
77. 同書 p. 253
78. 同書 p. 253
79. 西周『駁旧相公議一題』全集二卷. p. 241
80. 西周『憲法草案』全集二卷 p. 203, pp. 225
81. 西周『兵家徳行』全集三卷 p. 15
82. 同書 p. 15
83. 同書 p. 14
84. 西周『燈影問答』 p. 262
85. 同書 p. 262
86. 同書 p. 260
87. 同書 p. 260, 西は, この自由を強調して, かつてかれが大きな影響をうけた荻生徂徠の経済政策および社会政策に反対して, 「衣服飲食を制度する(同書 p. 261)」ような政策に反対している. この点, 徂徠『政談』日本哲学思想全書十七卷 pp. 53-59を参照されたい.
88. 西周『燈影問答』 pp. 262-266
89. わたくしは, すでに註54で, 西がスペンサーの進化論的生存競争の理論に影響をうけて, このような考え方に近づいたふしがあることも, 指摘しておいた.
90. 西周『兵賦論』 p. 59
91. 同書 p. 62
92. 同書 p. 34
93. 同書 p. 50
94. 同書 p. 50
95. 同書 p. 50
96. 西周『兵家徳行』全集三卷 p. 5
97. 同書 p. 8
98. 同書 58
99. 同書 p. 15
100. 同書 p. 16. 西は, 「人民自治ヲ主トスル故ニ, 律法ノ事ニ通曉シ他人ヘ対シ敢テ一毫モ自己ノ権利ヲ失墜セサルヲ主トス」として, 状師家風を説明している.
101. 同書 p. 16
102. 同書 p. 8
103. 同書 p. 13

